

序章 はじめに

1	計画策定の趣旨	P2
2	計画の特徴	P2
3	上位計画との関係と計画の期間	P3
4	計画の構成・内容	P4

1 計画策定の趣旨

福島県では、自動車の保有台数が急激に伸びた戦後になってから本格的な道路の整備が始まりました。昭和26（1951）年の道路状況は、国県道合わせて約5,000kmの内、改良済み延長は約520kmで改良率が約11%、舗装済み延長は約65kmで舗装率が約1%にすぎず、自動車のすれ違いが困難で、雨になるとぬかるむなど劣悪な状況でした。その後、県民の皆様のご理解とご協力を始め、多くの先人たちの努力により整備が進められ、整備水準が著しく改善されました。改良された道路は、産業経済活動を支える基盤として、高度経済成長に大きく貢献してきました。

昔も今も、道路は、誰もがいつでも使うことができ、人・物・情報そして文化が自由に行き来し、交通機能と空間機能を有する、産業・経済から日常生活を支える最も基本的で重要な社会基盤の一つです。現代の急速に進行する人口減少や少子高齢化など社会・経済状況が大きく変化する中で、地域活力の低下や医療体制の確保など様々な問題が顕在化しており、特に、移動手段として自動車への依存度が高い本県では、これらの課題に対応する道づくりが求められています。

さらに、平成23（2011）年に発生した東日本大震災及び、新潟・福島豪雨災害では、既存道路網が保有する災害時のリスクが顕在化したこと、加えて、東日本大震災からの県土の再生・復興を一日も早く成し遂げるうえで、必要な広域道路ネットワークの速やかな基盤強化が期待されています。

そのうえで、これからの道づくりに当たっては、今後公共投資余力の低下が予測される中で、将来を見通した新しい視点に立って、今まで以上に知恵と工夫を凝らしながら、「県全体の発展を支え」、「効果的・効率的で代替性を確保」し、「早期回復性を併せ持つ」など、緊急時の様々な状況にも対応できる安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築と地域の振興を支える道づくりが重要となっています。

このような背景のもとに、本県の特長、各地域ごとのご意見や地域ニーズ等を踏まえ、『安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり』の実現を目指し、新しい時代にふさわしい道づくりのあり方を示す「ふくしま道づくりプラン」を策定しました。

2 計画の特徴

■ 新しい時代にふさわしい道づくりのあり方（P43、P50、P72～76）

前プラン（復興計画対応版）での取組と道路を取り巻く新たな時代認識を踏まえ、道づくりプランの基本目標を『安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり』としました。これからの道づくりに求められる役割と機能を8つの施策にまとめ、今後の整備・管理の進め方を本プランに示しました。

■ 防災・減災、国土強靱化に向けた取組（P20～22、P45、P59～64、P86～90、P139～143）

「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進する福島県国土強靱化地域計画に基づき、道路における防災・減災、国土強靱化に向けた取組について示しました。

■ 復興を支える道路整備の取組（P24～35、P68～71、P82～85、P144）

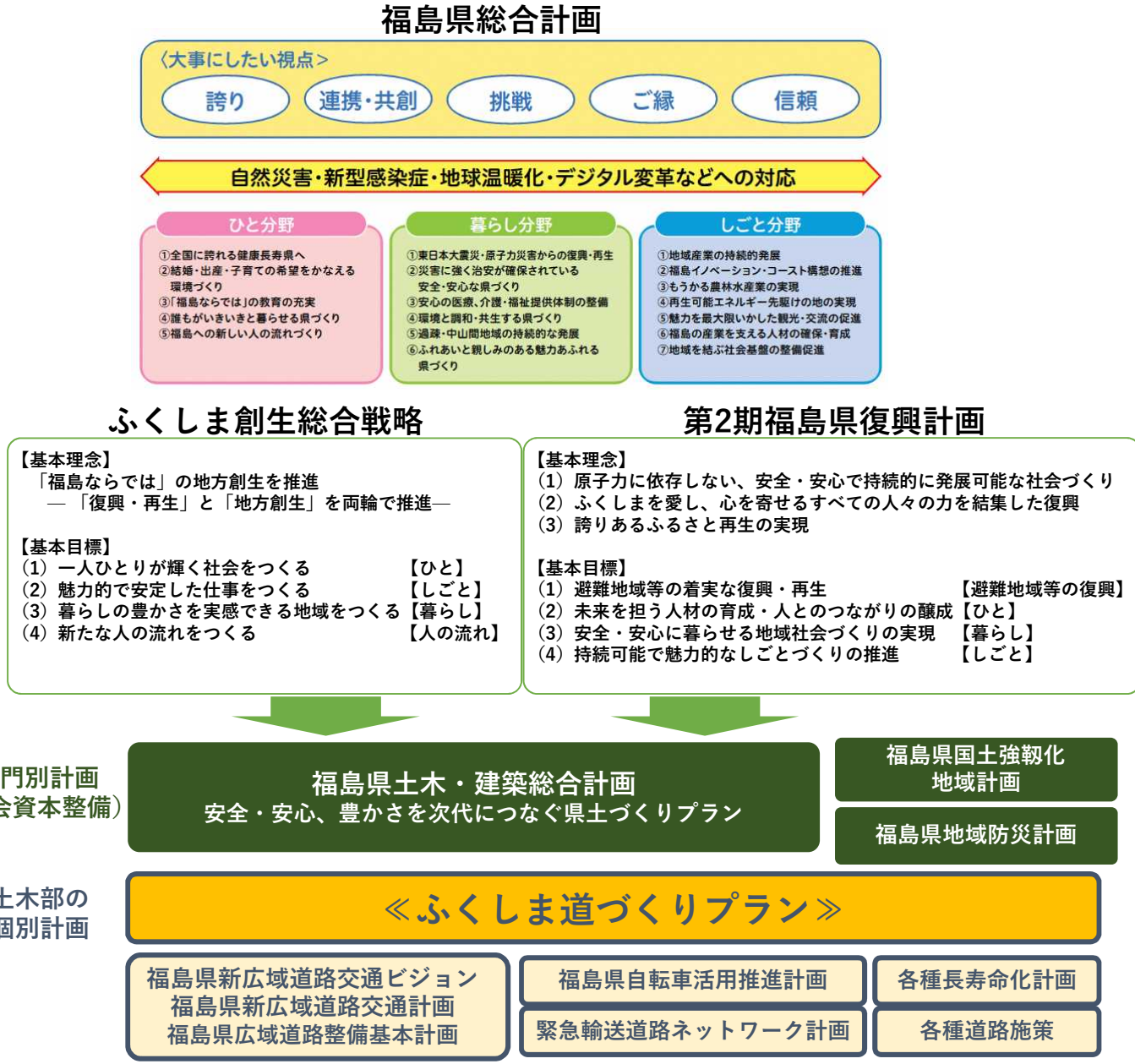
東日本大震災及び原子力災害の発災以降、復旧・復興のための道路における取組を整理し、更なる復興に向け、住民帰還の加速や産業再生を支援するため、第2期復興・創生期間以降における道路整備の取組について示しました。

3 上位計画との関係と計画の期間

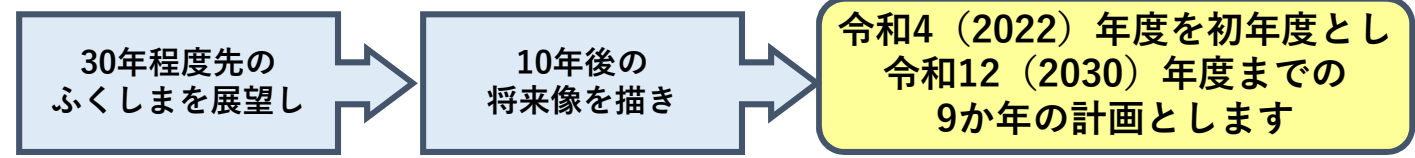
本計画は、「福島県総合計画」に示す目標実現のため、社会資本整備・管理に関する基本方向などを示した部門別計画である「福島県土木・建築総合計画」のもと、道路行政に関する将来の方向性を示す個別計画であり、上位計画の基本理念、基本目標を十分踏まえたものとします。

また、しごとを創り、ひとの好循環を生み出し、人口減少に歯止めをかける「地方創生」関連施策に特化した実行計画（アクションプラン）である「ふくしま創生総合戦略」及び東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故などの一連の災害からの復興に向けた取組を示す「第2期福島県復興計画」と連携して取組を進めます。

上位計画との関係



計画の期間



4 計画の構成・内容

本計画は、次の4章で構成しております。

第1章 道づくりの変遷と時代潮流

戦後から東日本大震災、復興とこれまで歩んできた本県の変遷について、道づくりに着目して記載しています。また、人口問題や地球環境問題・自然災害リスク、DXの推進等、現在の時代潮流の変化を踏まえた今後の課題などを記載しています。

第2章 基本構想

これまでの道路整備、道路行政等について、課題・問題点を明らかにするため前プランの評価検証を行い、時代潮流の変化に対応した道路の目指すべき将来像を示し、実現するための8つの施策を示しています。

第3章 基本計画

本計画の基本目標である『安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり』を実現するため、8つの施策とそれを実現する具体的な取組及び各施策の進捗を評価するための指標を示しています。

第4章 実施計画

基本計画編で示した8つの施策と具体的な取組を着実に実現するために「具体的な目標」、「事業ごとの優先性の考え方」、「具体的な実施箇所」、「進行管理」を示しています。具体の情報を示すことで、道路行政に関して県民や市町村等との相互理解を図ります。